

諮問番号 : 令和5年度諮問第1号(令和5年4月10日付け)

答申番号 : 令和5年度答申第3号(令和5年7月13日付け)

答 申

審査請求人〇〇〇〇が令和4年12月28日付けで提起した処分庁〇〇市福祉事務所長による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第9項において準用する同条第3項の規定による生活保護変更申請却下決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、令和〇年〇〇月〇〇日、〇〇月〇〇日及び〇〇月〇〇日に買い物のために〇〇へ行き、その際に利用した福祉有償運送の利用料(以下「本件福祉有償運送利用料」という。)及び買い物の支援を行うヘルパーが福祉有償運送の車両に同乗したことに係る費用(以下「本件移動支援サービス利用料」という。)について、後日、保護費の支給を求める生活保護変更申請を行ったが、処分庁は本件処分によりこれを却下した。

本件審査請求は、審査請求人が本件処分の取消しを求めて提起したものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のように述べ、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

- 1 「介護扶助と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付との適用関係等について」(平成19年3月29日付け社援保発第0329004号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「適用関係通知」という。)第2の1は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による自立支援給付を受けている被保護者（法第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）に対する他人介護料（「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第1第2章2(5)に定める介護人をつけるための費用をいう。以下同じ。）の算定について、「他人介護料の算定は、在宅の被保護者が、介護保険給付、介護扶助及び介護給付費等によるサービスを利用可能限度まで利用し、それでもなお、介護需要が満たされない場合において、家族以外の者から介護を受けることを支援するために行うものである」としている。

- 2 審査請求人は、次のとおり介護給付費（障害者総合支援法第28条第1項に規定する介護給付費をいう。以下同じ。）及び地域生活支援事業（障害者総合支援法第77条第1項に規定する地域生活支援事業をいう。以下同じ。）の支給の決定を受けており、介護給付費を限度額まで利用しているから、他人介護料を算定する要件を満たしている。

<介護給付費>

居宅介護：身体介護 ○○時間／月（1回○○時間まで）
家事援助 ○○時間／月（1回○○時間まで）
通院等乗降介助 ○○回／月

計画相談支援：計画相談支援

令和○年○○月、令和○年○○月、○○月、○○月

利用者負担上限月額：○○円

<地域生活支援事業>

移動支援（身介伴う）：移動支援（身介伴う） ○○時間／月

日中一時支援（者）：日中一時支援（者） ○○日／月

利用者負担上限月額：○○円

- 3 ○○市のホームページに、移動支援・日中一時支援等に係る費用の負担について、「市民税非課税世帯の方及び生活保護を受けている世帯の方は、費用の負担はありません。」と記載されている。

- 4 処分庁は、参議院議員通常選挙の投票に係る移送費、マイナンバーカードの受取りに係る移送費、介護サービス担当者会議への出席に係る移送費、○○月の通院及び新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種に係る移送費並びに○○月の通院、高齢者インフルエンザ定期予防接種及び接種券交付手続きに係る移送費を支給している。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

1 本件福祉有償運送利用料に係る移送費

審査請求人は買い物のために〇〇へ行ったものであり、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「社会局長通知」という。）第7の2(7)ア(ア)から(カ)まで及び「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（平成12年3月31日付け社援第825号厚生省社会・援護局長通知。以下「社会・援護局長通知」という。）第5の6アからエまでのいずれにも該当しない。

したがって、本件福祉有償運送利用料については、移送費を支給することができない。

2 本件移動支援サービス利用料に係る他人介護料

そもそも介護を受けていないのであれば、他人介護料が生じる余地はないところ、ヘルパーは〇〇において買い物の支援をするために同乗したものであり、車内において審査請求人に対し特段の介護を行っていない。また、本件移動支援サービス利用料は、同乗中ヘルパーが拘束されることから、人件費等に充てる目的で負担を求められるものであり、介護の対価ともいえない。

よって、本件移動支援サービス利用料について、他人介護料を支給することはできない。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 4月10日	諮問
令和5年 5月23日	審議（第20回第1部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法の規定

(1) 法

ア 法第6条は、用語の定義について、次のとおり規定している。

「第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2から5まで 略

イ 法第8条は、保護の基準及び程度について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」

(2) 障害者総合支援法

ア 障害者総合支援法第28条は、介護給付費及び特例介護給付費について、次のとおり規定している。

「第28条 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第30条の規定により支給する給付とする。

一 居宅介護

二 重度訪問介護

三 同行援護

四 行動援護

五 療養介護（医療に係るものを除く。）

- 六 生活介護
- 七 短期入所
- 八 重度障害者等包括支援
- 九 施設入所支援

2 略

イ 障害者総合支援法第77条は、市町村の地域生活支援事業について、次のとおり規定している。

「第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
- 二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業
- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）
- 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業
- 五 障害者に係る民法（明治29年法律第89号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業
- 六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定

める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。)を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

七 意思疎通支援を行う者を養成する事業

八 移動支援事業

九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2及び3 略

」

(3) 保護基準

ア 保護基準別表第1第2章2(5)は、他人介護料について、次のとおり定めている。

「(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、70,360円の範囲内において必要な額を算定するものとする。」

イ 保護基準別表第1第3章3は、生活扶助に係る移送費の額について、「移送に必要な最小限度の額とする」と定めている。

ウ 保護基準別表第5は、介護扶助に係る移送費の額について、「移送に必要な最小限度の額」と定めている。

(4) 社会局長通知

社会局長通知第7の2(7)アは、生活扶助に係る移送について、次のとおり定めている。なお、社会局長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、(ア)若しくは(イ)に該当する場合であつて実施機関の委託により使役する者があるとき、(ウ)、(オ)、(コ)若しくは(シ)に該当する場合であつて付添者を必要とするとき又は(エ)に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当

(実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。) についても同様の取扱いとすること。

- (ア) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合
- (イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合
- (ウ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合
- (エ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合
- (オ) 被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合
- (カ) (オ)に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合
- (キ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合
- (ク) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合
- (ケ) 被保護者（その委託による代理人を含む。）が、当該被保護者の配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族であって他に引取り人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。
この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。
- (コ) 被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀

に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

- (ウ) 被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。

この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。

- (シ) 被保護者が出産又は妊婦健診（妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）に基づき公費負担の限度となっている回数に限る）のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所、通院又は通所する場合
- (ス) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合
- (セ) アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合若しくは当該事業や団体の実施する2泊3日以内の宿泊研修（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合又は精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者若しくはその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合であって、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。
- (ソ) 被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合
- (タ) 被保護者が実施機関の被保護者健康管理支援事業に基づく受診勧奨による、健診（例えば、健康増進法に基づく健康診査）又は保健指導のため通院又は通所する場合

(5) 社会・援護局長通知

社会・援護局長通知第5の6は、介護扶助に係る移送について、次のとおり定めている。なお、社会・援護局長通知は、地方自治法第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「6 移送

移送費の支給は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、そ

の費用は最小限度の実費とすること。なお、エについては、なるべく現物給付の方法によって行うこと。

ア 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用に伴う交通費又は送迎費（要保護者の居宅が当該事業所の通常の事業の実施地域以外である事業者により行われる場合であって、近隣に適切な事業者がない等真にやむを得ないと認められる場合に限る。）

イ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用に伴う送迎費

ウ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導のための交通費

エ 介護施設へ入所、退所に伴う移送のための交通費

(6) 適用関係通知

適用関係通知第2の1は、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付等の支給を受けている被保護者に対する他人介護料の算定について、次のとおり定めている。なお、適用関係通知は、地方自治法第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「1 基本的取扱い

他人介護料の算定は、在宅の被保護者が、介護保険給付、介護扶助及び介護給付費等によるサービスを利用可能限度まで利用し、それでもなお、介護需要が満たされない場合において、家族以外の者から介護を受けることを支援するために行うものであること。

そのため、次のいずれかに該当する場合には、他人介護料を算定してはならないこと。

(1) 要介護認定、障害程度区分の認定を受けていない場合

(2) 上記の認定は受けているが、介護保険給付、介護扶助、介護給付費等により活用可能なサービスを最大限利用していない場合

2 本件処分について

(1) 本件処分の違法性又は不当性について

ア 本件福祉有償運送利用料に係る移送費

生活扶助に係る移送は、社会局長通知第7の2(7)ア(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合において、ほかに経費を支出する方法がないときに行うものとされている。また、介護扶助に係る移送は、社会・援護局長通知第5の6アからエまでのいずれかに該当する場合に行うものとされている。一方、審査請求人は買い物のために〇〇へ行ったものであり、社会局長通知第7の2(7)ア(ア)から(カ)まで及び社会・援護局長通知第5の6アからエまでのいずれにも該当しない。

したがって、本件福祉有償運送利用料については、移送費を支給することができない。

イ 本件移動支援サービス利用料に係る他人介護料

他人介護料は、在宅の被保護者が、介護保険給付、介護扶助及び介護給付費等によるサービスを利用可能限度まで利用し、それでもなお、介護需要が満たされない場合に算定するものとされている。しかし、それは、家族以外の者から介護を受けていることが前提であり、そもそも介護を受けていないのであれば、他人介護料が生じる余地はない。

そこで、令和〇年〇〇月〇〇日、〇〇月〇〇日及び〇〇月〇〇日の福祉有償運送の車両内における介護について見ると、ヘルパーは〇〇において買い物の支援をするために同乗したものであり、車内において審査請求人に対し特段の介護を行っていない。また、本件移動支援サービス利用料は、同乗中ヘルパーが拘束されることから、人件費等に充てる目的で負担を求められるものであり、介護の対価ともいえない。

そうすると、本件移動支援サービス利用料について、他人介護料を支給することはできない。

ウ 小括

以上のとおりであるから、処分庁が本件処分により審査請求人の生活保護変更申請を却下したことに違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人のその他の主張について

ア 上記第3の3の主張

〇〇市のホームページの記載は、地域生活支援事業の移動支援等に係るものであり、これらのサービスによらないものについてまで費用の負担が

ないものとしているわけではない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

イ 上記第3の4の主張

移送費は一定の要件を満たす場合に支給されるものであるから、ほかに移送費の支給を受けたことがあるからといって、審査請求人のすべての移動が移送費の対象となるわけではない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 大野正博、委員 山内沙絵子、委員 和田恵